

# 中世都市自治権獲得運動の一過程

——ケルン市を中心として——

赤 阪 俊 一

## はじめに

中世都市成立史と都市構造史は相互に無関係に別々の視角から研究されてきた。11・2世紀のコミューン運動によって自治権を獲得した都市の経済的、社会的あるいは政治的構造がとりあげられるとき、もはや成立期においては中心テーマとして重視される都市領主との関係はほとんど考慮されず、内在的な発展・対立のみに重点が置かれる。その頂点として14世紀に続発したいわゆる「ツunft闘争」が市民自治確立の最終的成果として注目されてきた。

しかしながら対都市領主都市解放運動たるコミューン運動は決して11・2世紀にのみ限られるべきではなく、14世紀に至るまで断続的にはあるが続けられたことはベルトルート等の指摘するとおりであり<sup>1)</sup>、各都市は決して11・2世紀の段階で都市領主より完全な解放を獲得したのではない。完全な自治は何世紀にもわたる粘り強い戦いの結果得られたものであり、そうした都市領主との戦いは他面都市内部における諸対立とわかちがたく結びついてもいた<sup>2)</sup>。たとえば本稿でとりあげるケルン市においては14世紀に都市貴族内部の対立が深まるが、相対立していた都市貴族集団の一派は、14世紀後半においてもケルン市がケルン大司教——いうまでもなくケルン市の都市領主であった——の封建的従属下にあるべきだと主張する。すなわち都市貴族とは一般にいわれているように都市自治の担い手（いいかえれば都市の事実上の支配集団）としてのみとらえられるべきものでは

なく、実際は簡単に一元化できない存在であったといえるのである。

本稿では対象をケルン市にとり、都市貴族内部の対立という局面を、参事会と参審員団<sup>(6)</sup>の対立という軸を中心として考察したものであり、従来単なるフェーデとしてのみ位置づけられてきた都市貴族内部の対立をコミュニケーション運動の一環として把握しようとしたものである。

- 注(1) B. Berthold/E. Engel/A. Laube, Die Stellung des Bürgertums in der deutschen Feudalgesellschaft bis zur Mitte des 16. Jh., in: ZfG. 1973, H. 2.
- (2) W. Mägdefrau, Stadtentstehung und revolutionäre Kommunalbewegung aus regionaler Sicht, in: ZfG. 1971, H. 5.
- (3) ここで参審員団と訳したのは Schöffenkollegium のことであり、その主要な職務は裁判にかかわるものであった。参審員は「世俗的、刑事的および市民的事件について判決を宣告するか、又は発生する事件について法を宣告する (Großer Sohied von 1258)」ものたちであったが、参事会が成立するまでは広範な行政的権能をも有していた。この Großer Sohied は林毅氏により邦訳がなされている。林毅『ドイツ中世都市と都市法』昭和55年 創文社刊、130頁以下。

## 1. 参事会の成立

1074年のケルン大司教 Anno に対する闘争を経て、1112年の *coniuratio coloniae pro libertate* へと至るケルン市民の運動は<sup>(1)</sup>、プラーニッツにより誓約共同体構築をめざすコミュニケーション運動と定式化され、中世都市ケルンの成立をめぐる問題として提示された<sup>(2)</sup>。この *coniuratio* の背後には古くからの裁判民団体があったのか (F. シュタインバッハ<sup>(3)</sup>)、あるいは *coniuratio* はまったく新しく、商人および手工業者の誓約団体として結成されたのか (H. プラーニッツ<sup>(4)</sup>)、という見解の相違はあるものの、12世紀に中世都市としてのケルン市が(自治行政的制度自体はいまだ形成されてはいないにしても) 成立したという点では諸家の主張は一致している。

12世紀末までケルン市の唯一かつ最高の行政組織だったのは参審員団である

が<sup>60</sup>、参審員は13世紀末までは大司教配下の役人であったブルクグラフにより任命され、都市における大司教裁判の判決発見人たる地位を有していた<sup>61</sup>。またそのメンバーの多くは ミンステリアーレスであり、大司教権力とは密接な結びつきをもっていた<sup>62</sup>。クルーゼによれば、遠隔地商人の組織と考えられてきたリッヘルツェッヘでさえ大司教のイニシャティブで結成されたものであり、大司教はこの二つの組織を対抗させることによって、大司教権力に対する都市側の攻撃を鈍化させようとしていたという<sup>63</sup>。ケープナーのように、リッヘルツェッヘは富裕市民を母胎として下から形成されたものであり、まさに市民自治の中核となるものだとする見解もあるが<sup>64</sup>、しかしいずれにせよ、ケルン市に参事会が成立するまでは、市はいまだ大司教の掌中で動いているにすぎなかったということはいえよう。

参事会の成立について語るさいまず考えなければならないのは、それがいつ成立したのかという古くから重要視されてきた問題ではなく、萌芽的ではあるが市民自治組織と考えられる参審員団あるいはリッヘルツェッヘという行政組織がすでに存在していたにもかかわらず、何故参事会が新たに形成されねばならなかったかという問題である。何故参審員団あるいはリッヘルツェッヘを整備拡大して市民自治の担い手とさせなかったのか。とりわけリッヘルツェッヘからはビュルガー・マイスターが選出されており<sup>65</sup>、参事会の成立を待つまでもなく、都市自治の担い手として、充分その機能を果たしていたようにみえるのに、参審員団、リッヘルツェッヘとしばしば権限争奪戦を演じながらも参事会が結成されねばならなかったという点は都市の自立、都市領主からの解放を考えるうえでは重要である。参事会の形成、成長、そして組織としての完成こそが封建領主からの市民の解放に対応しているからであり、まさにこの過程こそが広い意味でコミューン運動と呼ばれるべきだからである。ではどうして参事会が市民自治の担い手となり得たのであろうか。

ここで着目しておかねばならないのは、参審員、リッヘルツェッヘ役員がその任命時に大司教の意向に左右されたのに対し<sup>66</sup>、参事会員はいかに都市貴族の互選とはいえ、大司教の意向にはまったくとらわれずに、市民によって選ばれた点で

ある<sup>69</sup>。この故にこそ参事会の成立により、ケルン市にはじめての市民代表政治組織が成立したといえるのである。成立のときの事情もこの参事会のありようを如実に示している。

1216年、参審員団、リッヘルツェッヘ以外の政治組織として *consilium burgensium* なる組織が登場する<sup>69</sup>。この1216年は大司教権力の出先機関としての参審員団に対する市民の攻撃がなされた年であり<sup>69</sup>、*consilium burgensium* すなわち市参事会の形成はそうした参審員団に対する攻撃と関係があったと考えられている。とにかく参事会が初発から反大司教、反参審員団としての性格をもって形成されたと考えられる点は興味深い。しかし *consilium burgensium* はそののち一時姿を消し、1218年にはそれに代わって *universi magistratus* が登場する<sup>69</sup>。これは明らかに個別共同体の役人団であり、間接的ではあるが大司教の同意を経て構成されたという点で、大司教側による市民の自治権獲得運動に対する対応とみなされる。その後、*consilium* が再び史料上に登場するのは1242年まで待たねばならない<sup>69</sup>。そしてこの *consilium* が市参事会という全市的な組織として認知されたのはやっと1258年になってからであったが<sup>69</sup>、しかもこのときでさえ大司教側は、参事会は「大司教が知らぬうちに、要求もされずに、また同意もなしに」つくられたものなので、それは「撃退されるべき」であり、「許されざる」ことだと主張しているのである<sup>69</sup>。参事会は市と大司教の間にたった仲裁裁判官によってその存在を認められたにすぎない。参事会に対する大司教側のこの反感あるいは攻撃は、参事会の成立こそが大司教支配に対抗するうえで都市側にとって有効な橋頭堡を構築することになるということを示しているといえる。

大司教は参事会形成がもはや避けられない事態であることをみてとり、参事会を遠隔支配するため、参審員を参事会に送り込むことにした<sup>69</sup>。従って参事会の反大司教闘争は、参事会内部における参審員、いわゆる *Schöffen-Ratsherr* との闘争ということになり、最終的には参事会から参審員を排除することによって勝利することになるはずである。

参事会が大司教権力の外側に成立したことは、大司教側のいかなる努力にもか

かわらず、やがては参審員団あるいは個別共同体、リッヘルツェッヘ等と参事会との間に対立を生ぜしめずにはおかない。それは具体的には諸権能の帰属をめぐって展開される。すなわち大司教と直接あるいは間接的に結びついていた参審員団、個別共同体、リッヘルツェッヘが有していた諸権能を参事会が次第に自分のものとしてゆく過程こそが都市領主からの都市の解放過程であり、はなやかな闘争ではないにしてもコミュニオン運動の一過程に他ならないのである。

都市自治に関する諸権限のうちもっとも重要なものは、都市内土地処分権、市民権付与権、ツンプト強制権であるが、結論的にいえばこれらの権限は14世紀末までにすべて参事会の手にわたり<sup>(9)</sup>、逆に参審員団は法の判告のみをこととする組織とされ、リッヘルツェッヘは解体されてしまうのである。

注(1) 佐々木克己「1074年ケルン暴動に関する一考察——中世ケルン都市共同体成立過程研究序説——」『一橋論叢』第48巻第1号。同「Coniuratio Coloniae pro libertate 成立の政治過程」『一橋論叢』第53巻第5号。

- (2) H. Planitz, Die deutsche Stadt im Mittelalter, Köln / Wien 1954. S. 102ff.
- (3) F. Steinbach, Stadtgemeinde und Landgemeinde. Studien zur Geschichte des Bürgertums. I, in: Rheinische Vierteljahrsblätter, Jg. 13, 1948. S. 11 ff.
- (4) Planitz, a. a. O., S. 103.
- (5) F. Lau, Entwicklung der Stadt Köln von den Anfängen bis zum Jahre 1396, Bonn 1898. S. 75 f.
- (6) Ebenda, S. 26.
- (7) K. Schulz, Richerzeche, Meliorat und Ministerialität in Köln, in: Köln, das Reich und Europa, Köln 1971.
- (8) E. Kruse, Die Kölner Richerzeche, in: ZRG. GA. Bd. 9, 1888. S. 179.
- (9) R. Koebner, Die Anfänge des Gemeinwesens der Stadt Köln, Bonn 1922. S. 496 ff.
- (10) Lau, a. a. O., S. 79.
- (11) リッヘルツェッヘ役員は退役ビュルガー・マイスターからなる組織であり、普通リッヘルツェッヘとはこのリッヘルツェッヘ役員団のことを意味する。ビュルガー・マイスターはリッヘルツェッヘ兄弟団の中から毎年2名選出されるが、このうち1名は参審員でなければならぬとされており (Kruse, a. a. O., S. 181.), リッヘルツェッヘに対する参審員の影響力は小さくなく、そこには当然大司教の意向も強く反映されて

いたと思われる。

- (12) ………, so solin die vünfzene heren kesin andere vünfzene up den reichten Kuredach van geleichten, ……… (Eidbuch von 1341, Art. II, § 1. W. Stein, Akten zur Geschichte der Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln im 14. und 15. Jh. Bd. 1, Bonn 1893. S. 29.) 以下 Eidbuch に関する引用はすべて本書からであるので頁数のみを記すことにする。
- (13) B. Berthold, Sozialökonomische Differenzierung und innerstädtische Auseinandersetzungen in Köln im 13. Jh., in: Stadt und Städtebürgertum in der deutschen Geschichte des 13. Jhs., herausgegeben von B. Töpfer, Berlin 1976. S. 246.
- (14) Ebenda, S. 243.
- (15) L. Ennen und G. Eckertz, Quellen zur Geschichte der Stadt Köln, Köln 1863-1880. (以下 Qu. と略記する.) Bd. 2, Nr. 90. S. 73.
- (16) Berthold, a. a. O., S. 244.
- (17) 参事会が認められたのは1258年の「大仲裁裁定」においてであった。林, 前掲書 151頁。
- (18) 林, 前掲書 136頁。
- (19) Lau, a. a. O., S. 99.
- (20) 都市内土地処分は1258年にはまだ参審員ならびに個別共同体の役人によってなされていたが, 1283年には, 参事会が自らの権能によって土地を処分しているのを見ることが出来る (Lau, a. a. O., S. 103)。市民権付与権はもともと個別共同体のものであったが (E. Liesegang, Zur Verfassungsgeschichte der Stadt Köln, vornehmlich im 12. und 13. Jh., in: ZRG. GA. Bd. 11, 1890. S. 38ff.), のちリッヘルツェへの権能となり, 「織匠支配」を契機として参事会権限となった。ツンフト強制授与権はもともと参審員団のものであったが, のちにはリッヘルツェへのもっとも重要な権限となり, 市民権付与権と同じく「織匠支配」を契機として参事会権限となった (Eidbuch von 1372, Art. II, § 21. S. 87.)。

## 2. 都市貴族

都市上層部では, 1268年の Ulreporte の戦いによって, それまで市政を壟断していた Weise 家に代わって Overstolz 家が支配の頂点に立つに至った<sup>(1)</sup>。Ulreporte の戦いは一種のクーデタであったが, 単なる政権交替ではなく, 市民上層

部にのみ限られてはいたが ある程度の民主化といえるものであった。それは、当時の都市内最高権力機関であった参審員団において、1259年には Weise 家が一家系だけで構成メンバーの40%を占め、Weise 家一門の独占的同族支配を行っていたのに対し、Weise 家を排除した Overstolz 家一門は、参審員団の構成においてわずか18% (1268年) しか占め得ず、Ulreporte 事件以降は、単一家系による独占的都市支配は不可能となったという事実を示される。すなわち、13世紀中葉において都市貴族家系の範囲が拡大し、独占的同族支配から数家系による寡占的支配へと変化したわけである。

さらにもう一つ指摘しておきたいのは、都市貴族を全体としてみた場合、この民主化がある意味では都市貴族の質的な変化にも対応しているという点である。都市貴族の質的变化とは、Weise 家がミニステリアーレス出身であったのに対し<sup>(4)</sup>、Overstolz 家がかもともとは指導的家系にすら属していなかった単なる織布商人であったにすぎないという事実に象徴的にあらわされているように<sup>(5)</sup>、ミニステリアーレス出身以外の都市貴族が広範に政治世界へと進出してきたことである。すなわち中世都市の中心的存在である商人出身都市貴族家系が政治的ヘゲモニーを握ったのが、この1268年という時点であり、このとき以後、都市解放運動たるユニオン運動も新たな段階に入る。

さて、Ulreporte の戦い以降、1325年までは参審員を出しながらもそののち参審員団から姿を消してしまった家系は15数えられるが、それは14世紀末まで持続的に参審員を出している家系(30家系)の半分にあたる<sup>(6)</sup>。しかしこのうち6家系は、都市貴族サークルそのものから姿を消したのではなく、小参事会家系としてはあいかわらず都市貴族サークル内部にとどまっている。逆に1325年に至るまで小参事会員を出しておきながら、その後参事会家系としては姿を消してしまったものはわずか4家系にすぎず、参事会成立後、大小の参事会が単一参事会へと変えられるまでの小参事会家系が38もあったことからして<sup>(7)</sup>、小参事会家系の生命力の強さに驚かされる。この4家系のうち Raitze 家は参事会家系としては姿を消すが、参審員家系としてはのちまで残っている。残余の消滅家系は財産を失って

都市貴族サークルから排除されたか、農村部に移住して農村貴族になったかのどちらかである。

以上の事実から、14世紀はじめ頃、都市貴族家系が参審員家系と参事会家系とにほぼ截然と分かれはじめていたと判断される。こうした前提があってこそはじめて参事会が都市解放のイニシャティブをとることができるのであり、逆にいえば、参審員はますます大司教との結合を強くする。Ulreporthe 事件後の1277年という時点で、参審員任命権がブルクグラフの手から大司教の手に移されたという事実は<sup>9)</sup>、このことを端的に示していると考えられるのである。そしてこうした対立の頂点こそが、1370年代に勃発した参審員戦争になるのであるが、ここにおいて参審員は公然と参事会の反大司教的態度について非難を加えるに至り、都市貴族内部の単なる家系対立的フェーデとみえたものが実は都市自治をめぐる制度闘争であったことが明らかとなるのである。

注(1) 以下 Ulreporthe 事件前後については、W. Herborn, Die politische Führungsschicht der Stadt Köln im Spätmittelalter, Bonn 1977. S. 202ff.

(2) Schulz, a. a. O., S. 168.

(3) Schulz は Overstolz 家も ミニステリアーレス出身家系であるとし、その意味で両者の戦いは単なるフェーデと把握するが、詳細な家系史的研究により、Herborn は Overstolz 家が商人家系であることを実証した (Herborn. a. a. O., S. 136 ff.)。

(4) 参審員サークルから姿を消した家系は Grin 家, Kornporthe 家, Sohuren 家, Kleingedank 家, Mommersloch 家, Aquilla 家, Vertscholder 家, Hanen 家, Hemmenroide 家, Hirmelin 家, Morart 家, Neumarkt 家, Parfuse 家, Roitstock 家, Stesse 家の15家系であり、このうち参事会家系として残ったのは, Grin, Kleingedank, Mommersloch, Hemmenroide, Roitstock, Stesse の6家系である。

(5) 参事会サークルから姿を消した家系は, Raitze 家, Salzgasse 家, Schuren 家, Wichterich 家の4家系である。

〔(4)(5)に関しては、Herborn 前掲書の Tabelle der in Richerzeche, Schöffenkollegium und Rat vertretenen Familien (S. 133), Der Anteil der Familien bei der Besetzung des Bürgermeisteramtes (S. 210), Der Anteil der Familien an der Besetzung des sohöffen kollegiums (S. 211), Der Anteil der



Familien bei der Besetzung der Ratsherrenstellen des engen Rates (S. 212)の諸表に拠る。]

(6) Lau, a. a. O., S. 26.

### 3. 参審員戦争

14世紀の後半になっても、ケルン大司教は市が自らの支配下にあるとの認識を捨てず、1374年、市に諮ることなく新税を課すことに決定した。これによって生じた大司教と市との紛争は、1375年3月に締結されたラントフリーデ同盟により一時的には鎮静をみたが<sup>(1)</sup>、その直後にささいなきっかけから対立が再燃した。これを参審員戦争と呼んでいる。この呼称にも示されているとおり、この争いの中心をなしたのは参審員問題であった。

事の起こりは、大司教が都市上級裁判裁判官であった Rembolt Scherfgin に命じて、ボンからケルンにやって来ていた二人のユダヤ人を逮捕させたところ、市のほうでも、市のユダヤ人保護特権の侵害だという名目で Rembolt を捕え、拘禁してしまったことにある<sup>(2)</sup>。1372年の「誓約文書」において、市参事会が2名以上の参審員の参事会選出を禁ずるという条項を設けた<sup>(3)</sup>ことに対し、不満を抱いていた大司教は、市による都市上級裁判所裁判官の拘禁は大司教大権に対する侵害であるという理由で、ただちに都市上級裁判所を閉鎖し、都市上級裁判所裁判官と参審員にその職務を一時停止するよう命じた。大司教の命令に従った参審員はケルン市内にいることに危険を感じ、1375年4月4日には大司教の居城があったボンへと逃亡した<sup>(4)</sup>。

このボンにおいて参審員は一つの判告書をケルン市に向けて出したが<sup>(5)</sup>、興味深いのはその内容である。参審員によれば、ケルン市に関してはその上級裁判だけではなく下級裁判も大司教の権利なのであり<sup>(6)</sup>、参事会が市庁舎で裁判を開廷するなどもってのほかである<sup>(7)</sup>という。この立場は基本的には1258年の「大仲裁裁定」にみえる大司教の立場と同じであり、ケルン市の自治に関するの顧慮はほとんど

ない。また、ユダヤ人保護特権、貨幣鑄造権はいうに及ばず、水車小屋利用権、市門税徴収権、家畜税徴収権、塩税等<sup>6)</sup>がすべて大司教の権限に属するものと述べられており、参審員によって大司教はまさにケルン市の封建的領主として位置づけられているのである。参審員による判告書が出されたのと同じ7月12日に、大司教からもケルン市に対して一つの布告が発せられた<sup>6)</sup>。趣旨は参審員による判告書とほぼ同様であるが、その中に、参事会員は参審員中から選ばれるべし<sup>6)</sup>、という命令も含まれており、大司教が都市支配を参審員を通じて行おうとしていたことをここで再確認させてくれる。

参審員戦争は一都市とその都市領主との間での局地戦という枠をはみ出し、皇帝カール4世をも巻き込む大戦争の様相を呈しはじめたので、トリエル大司教 Kuno とヨハネ騎士修道会総長 Konrad von Brunsberg が調停に乗り立した。そして1377年2月16日、ケルン市において大司教と市の代表者が和解文書に調印することとなり、戦争は終結した<sup>6)</sup>。しかしこの和解文書には、参審員戦争の原因となった参審員の都市内における地位についてはいっさい言及されず、参審員問題の解決はその後の課題としてもちこされたのである。

参審員戦争は参審員問題の解決とはなり得なかったが、この戦争は都市内部の政治地図をはっきりさせたという点において重要である。この戦争を通じて、リッヘルツェへの威信低下は明らかとなり、逆に大参事会の重要性が高まった。参審員戦争中の1376年、大司教との折衝のため、市は十二人委員会を設置したが<sup>6)</sup>、この十二人の中に四名もの大参事会員の名がみえていることがそれを示している<sup>6)</sup>。対大司教闘争に勝利するためには広範な市民勢力を小参事会の味方とする必要があり、そのためにも非都市貴族の名望家層、有力者層が選ばれていた大参事会の権限を高めたのだと考えられるが、大参事会の威信を高めることは、当然の帰結として、より強力な単一の参事会の出現を予想させる。事実、参審員戦争が終わった1377年以降、それまで使用されていた「参事会（小参事会のこと）、大参事会、長老たちおよびゲマインデ」という表現の代わりに「(市を)代表する参事会、長老たちおよびゲマインデ<sup>6)</sup>」という表現がみられることがあり、参事会は結局は

一つであるという認識が形成されつつあったように思われる。

- 注(1) この間の詳しい経過については、L. Ennen, *Geschichte der Stadt Köln*, Bd. 2, Köln/Neuß 1865. S. 700ff.
- (2) *Dat nuwe boich*, S. 279. (in: *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jh.*, hrsg. durch die Historische Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 12, Leipzig 1875; 2. unveränderte Aufl., Göttingen 1968.)
- (3) ..... , so hain wijr oeverdragin, dat man boeven zwene scheffen in den rait dat jair neit keisen en soele dese zein jair durende, ..... (Eidbuch von 1372, Art. II, § 1. S. 84.)
- (4) *Koelhoffsche Chronik 1499*, S. 715. (in: *Chroniken*, Bd. 14.)
- (5) *Qu.* Bd. 5, Nr. 96. S. 106 ff.
- (6) *Vort sagen wir, dat alle gerichte ho ind neder binnen Colne synt onss heren van Colne ind syns gestichtes.*
- (7) ..... , dat der rait van Colne en sal ghein gerichte haven zu Colne op der burgerhuys.
- (8) *Vort die jueden, die munze, die muelen half, die gruyss, die portzentolle ind die maisse van saltze, .....*
- (9) *Qu.* Bd. 5, Nr. 97. S. 109 ff.
- (10) ..... , dat man dem rait all iairs kiessen sal mit namen den vunftzein under den scheffene.
- (11) *Qu.* Bd. 5, Nr. 166. S. 200 ff.
- (12) *Qu.* Bd. 5, Nr. 136. S. 171 ff.
- (13) Herborn の作成した *Der Katalog der Ratsherren des weiten Rates* (Herborn, a. a. O., S. 471 ff.) に拠れば、この4名は、Johan van Starckenberg, Werner van der Vetterhenne, Costyn Plock, Johan Stoilgin であった。
- (14) *Qu.* Bd. 5, Nr. 179. S. 227.

#### 4. 市民自治の完成

参審員戦争の遠因ともなった1372年の「誓約文書」における対参審員条項（「2名以上の参審員が参事会に選出されてはならない」）は1382年の「誓約文書」にお

いては削除された。この真意は不明であるが、参審員戦争において大司教軍に対して互角に戦い抜いた市参事会の自信のあらわれとみえないこともない。1382年には、リッヘルツェッへに残されていたぶどう酒販売認可権が参事会権限となり<sup>(4)</sup>、ビュルガー・マイスター選出権も1391年には小参事会の手にわたった<sup>(5)</sup>。ビュルガー・マイスターが名実ともに市長となったのであり、リッヘルツェッへはここにおいて事実上解体されたことになる。このように参審員戦争以後、参事会権限は飛躍的に高まるが、こうした参事会権限の強化を背景に、参事会は1391年再び大司教と参審員に対し攻撃を開始した。

1391年6月11日、対参審員問題協議委員会として設置された十二人委員会は参事会との共同声明のかたちで<sup>(6)</sup>、参審員は市門上に住み得ず、また市門の鍵ももてない<sup>(7)</sup>、市のいかなる役職にも就くことが許されず<sup>(8)</sup>、さらに参審員団の経済的基盤をなしていたシュライン帳簿手数料に関して、1件につき2ペニヒ以上とってはならない<sup>(9)</sup>、という決議を発表した。この決議に反対した参審員と一部参事会員は捕えられ<sup>(10)</sup>、1392年にはほとんどの参審員が市外へと追放された<sup>(11)</sup>。大司教は軍を出そうとしたが軍事的勝利の見通しもなく、1393年6月には大司教側も参事会と和解せざるを得なかった<sup>(12)</sup>。市側も参審員の帰市を許したが、ここにおいて参審員団の市政における威信低下が決定づけられたといえる。

その後1395年の「誓約文書」において、参審員はその職務を遂行するときには、参事会から送られた書記の前でなさねばならないとされ<sup>(13)</sup>、さらに、参事会において参審員裁判にかかわる審議がなされている場合、参審員は審議終了まで議場から退出していなければならない<sup>(14)</sup>、また参審員に選ばれた小参事会員は以後再び参事会員となることは許されない<sup>(15)</sup>、という規定がつけ加えられ、参審員は参事会に対しての影響力をまったく失ってしまった。

1396年1月、参審員勢力によるクーデタが一時成功したが<sup>(16)</sup>、広範な市民大衆層の支持を得るには至らず、6月には市民の蜂起をみることになる<sup>(17)</sup>。この市民蜂起により都市貴族支配そのものが解体され、9月にはいわゆる「ガッフェル体制」の基礎構造を規定した「同盟文書」が発表された<sup>(18)</sup>。この「同盟文書」体制こそ、

ケルンにおける中世的自治行政制度の完成形態であり、その後400年にわたってほぼ当初のまま維持されるのである。

「同盟文書」体制下においては、非都市貴族層と都市貴族層の各身分代表であった大・小の参事会の区別がなくなり、「切りわかたれず、分割されざる一つの<sup>64)</sup>」参事会が市行政を統括することになった。参事会員選出は22にまとめられたガッフェルおよびアムトの行うところとなり、聖職者をのぞく全都市住民はいずれかのガッフェルあるいはアムトへと加入することが義務づけられた<sup>65)</sup>。こうしてガッフェルおよびアムトは経済的手工業者・商人団体から政治的団体へと変貌せしめられた。というのもこのガッフェルあるいはアムトへの加入は必ずしも当該手工業あるいは商業を営んでいることを前提とせず、自由にみずからの意志で選択し得たからである<sup>66)</sup>。

市民権の有無にかかわらず、ガッフェルあるいはアムトに属している者はすべて参事会員選出に与ることができた<sup>67)</sup>。他方、参事会への被選出資格は市民権を有していることが最低の必須条件であった<sup>68)</sup>。その他、庶子、非自由人、破門を宣告されている者には被選出資格は与えられず<sup>69)</sup>、参審員にも参事会員となることが禁じられた<sup>70)</sup>。

注(1) Eidbuch von 1382, Art. II, § 23. S. 124.

(2) 法令には明文化されていないが、この年にビュルガー・マイスターに対する報酬が参事会から支払われることになったことから、ビュルガー・マイスターが参事会職となったと判断されている。(Lau, a. a. O., S. 81.)

(3) Qu. Bd. 6, Nr. 26. S. 45 ff.

(4) ....., dat engein scheffen up der steide portzen woynnen en sulde noch egeynen slussel zo der steide portzen haven en suelde, .....

(5) (scheffen) .....noch egeyn ampt van der steide weygen haven en suelde,.....

(6) (scheffen) ..... noch neit me dan zwene wyssepenincke neymen van eyme mynschen deym si in cyn schryn urkunden.

(7) Dat nuwe boich, S. 305.

(8) Koelhofische Chronik, S. 730.

(9) Qu. Bd. 6, Nr. 95. S. 163 ff.

- (10) Vort is overdragen, dat unse herren vanme raide oyven ind unden van nu vort eynen schrijver allewege schicken ind haven solen an dem hoyve of so wa de scheffene des hoen gerichtz vurs. bynnen Colne urdeil wijsent, ..... (Stein, Akten, Bd. 1, Nr. 49. § 6. S. 166.)
- (11) Vort is oeverdragen, were sache, dat eynche sache vur den rait queme antreffende die scheffenen gemeynligen des hoen gerichtz off yren scheffentstoill, dat asdan geyn scheffen desselven gerichtz dabij blijven en sall ind soilen uss dem raide ghain ind nyet weder inkomen, bis dat die sache volendt is, ind desgelijchs sall mant halden mit allen anderen scheffenen ind scheffentstoelen bynnen Coelne. (Eidbuch von 1395, Art. I, § 2. S. 149.)
- (12) ..... dat alle deghene, de alsus zo scheffen gekoient sijnt of namils tzo scheffen gekoren werdent ind dy de kur doegent of sich weldigen laissent, dat man der van deser zijt vort geynen 20 raide me kiesen en sall. (Stein, Akten, Bd. 1, Nr. 49. § 5. S. 166.)
- (13) クーデタ後の反動政策の中心におかれたのは大参事会の権限縮小であった。まず参事会役人選出権が大参事会の手から奪われ (Stein, Akten, Bd. 1, Nr. 50. Art. II, § 18. S. 182 u, 184), 定員を21名に減らされ (Stein, Akten, Bd. 1, Nr. 50. Art. I, S. 178.), 小参事会員であった者が大参事会員になることが禁じられた (Stein, Akten. Bd. 1, Nr. 50. Art. III, § 2. S. 182.)
- (14) Dat nuwe boich, S. 308 ff.
- (15) Die Chroniken, Bd. 14, S. ccxx ff.
- (16) Verbundbrief, Art. 2.
- (17) Verbundbrief, Art. 13.
- (18) Verbundbrief, Art. 13.
- (19) 参事会員選出にどこまでの範囲の人々が関与し得たかについては、Holtschmidt は実際上は貧民等は排除されていたはずだと考えている。(W. Holtschmidt, Die Kölner Ratsverfassung vom Sturz der Geschlechterherrschaft bis zum Ausgang des Mittelalters 1397-1513, in: Beiträge zur Geschichte des Niederrheins, Bd. 21, 1906/07, S. 45.) Holbeck は Verbundbrief に規定されているように、かなり民主的であったのではないかと推定している。(W. Holbeck, Freiheitsrechte in Köln von 1396 bis 1513, in: Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins, Bd. 41, 1967, S. 81.)
- (20) Verbundbrief, Art. 6.
- (21) Verbundbrief, Art. 6.
- (22) Stein, Akten, Bd. 1, Nr. 53. Art. 27, S. 205.

## お わ り に

1396年6月の闘争は従来「ツフット闘争」として位置づけられてきたものであり、従ってその前提として、都市内部の諸社会層の対立と非都市貴族層の政策関与要求に関心が集中され、研究がなされてきた。1396年の闘争、エンネンというところのいわゆる「1396年革命<sup>(1)</sup>」がそうした社会闘争的な性格をもっていたことは明らかであり、あえて否定するつもりはないが、しかし「同盟文書」体制への形成へと至る過程がそうした観点から過不足なく説明し得るかといえ、やはりそれに合致し得ない史料が多すぎるという理由で否定的ならざるを得ない。

本稿ではもっぱら参事会と参審員団との対立に焦点を絞ったので大参事会権限の拡大および発展の原因あるいは契機について詳しく検討することはできなかったが、実際大参事会の発展を、単純に大参事会メンバーの出身社会層たる商人層・手工業者層の経済的実力の伸長にのみ帰することはできないのであり、本文中でも若干言及したように、小参事会勢力が都市自治を押し進めるための一つの戦術として大参事会権限を拡大したという点は忘れてはならない。

結論的にいえば、コミュニオン運動の過程としてではなく、「ツフット闘争」への道程として研究されてきた14世紀の諸問題は、その一側面としてケルン市の自立への希求を含んでおり、その意味ではそれはまさしくコミュニオン運動そのものとして把握することができるのであり、われわれは14世紀の諸事件の中に、諸社会層の対立だけではなく、ケルン市民の自治意識の高揚をもみてとらねばならないのである。まさにこのような時期の1388年に、ドイツ最古の市立大学としてケルン大学<sup>(2)</sup>が創立されたという事実もこの点を証明するものといえよう。

注(1) Ennen, Geschichte, Bd. 3, S. 3.

(2) ケルン大学については、林毅「中世におけるケルン大学——ドイツ最古の市民大学」林前掲書所収、に詳しい紹介がある。